

# 募集



## 児童保育所の児童厚生指導員

〔任用期間〕8月1日～4年

〔勤務時間〕月曜～土曜日(祝日を除く)、月124時間(変則勤務有り)。午前8時15分～午後6時の間で、4～7時間のシフト勤務

〔勤務内容〕学童保育所における児童の育成支援など

〔応募資格〕保育士、社会福祉士、学校教員免許法第4条に規定する免許のいずれかの有資格者、または放課後児童支援員認定資格研修を修了した者もしくは受講資格を持つ者

〔募集人数〕若干名

〔報酬など〕月額20万2900円(別途、交通費相当額と期末手当の支給は市の規定による)

〔応募書類〕①市販履歴書(写真添付) ②資格証明書の写し ③「児童一人ひとりの個性を尊重した育成支援」についての考えや意見を原稿用紙で800字以内にとめた小論文

申し込みは7月19日(月)までの月曜～金曜日(祝日を除く)の午前8時～午後5時(正午～午後1時を除く)に、応募書類を直接児童青少年課児童青少年係(市役所2階)へ持参を。

※書類選考後、面接の上、決定します。提出された書類は返却しません。

詳しくは同係 ☎470・7735へ。

## 児童保育所の児童厚生員

〔任用期間〕8月1日～4年

〔勤務時間〕月曜～土曜日(祝日を除く)、月15時間程度(変則勤務有り)。午前8時15分～午後6時の間で、4～7時間のシフト勤務

〔勤務内容〕学童保育所における児童の育成支援の補助など

〔募集人数〕若干名

〔報酬など〕時給1070円(別途、交通費相当額と期末手当の支給は市の規定による)

申し込みは7月19日(月)までの月曜～金曜日(祝日を除く)の午前8時～午後5時(正午～午後1時を除く)に、市販履歴書(写真添付)を直接児童青少年課児童青少年係(市役所2階)へ持参を。



## 国民年金

### 保険料の免除・納付猶予の申請について

過去2年間に国民年金保険料の未納期間がある方で国民年金保険料を納めることが経済的に困難な場合、保険料が免除または猶予と

れる制度があります。免除などの申請は申請時点の2年1カ月前までさかのぼって申請ができます。

3年度の免除などの受け付けは7月から開始され、審査は7月～4年6月が対象です。また、「全額免除」または「納付猶予」が承認された場合で、翌年度以降も同じ免除等区分での継続審査を希望すると、次年度は改めて申請する必要があります。

◆免除等申請が可能な期間  
〔例〕3年7月に申請する場合、元年6月分～4年6月分(ただし、1枚の申請書で申請できるのは、当該年度分のみ)のため、必要に応じて複数の申請書を提出してください。

◆免除等申請が遅れると、もしもの際に障害年金などを受け取れない場合があります。

◆申請期間に対応する前年所得に基づき審査を行いますので、免除などが承認されない場合もあります。

◆学生であった期間は、「学生納付特例制度」という猶予制度に限られ、免除等申請は利用できません。

◆新型コロナウイルス感染症の影響により国民年金保険料の納付が困難な場合の臨時特例措置も受け付けています(2年2月分以降の保険料が対象です)。

詳しくは、武蔵野年金事務所 ☎0422・56・1411へ。



〔対象〕原則18歳以上の知的障害がある方で、企業などでの就労を希望する方(障害福祉サービス)の訓練等給付の支給決定を受けた方

〔対象〕原則18歳以上の知的障害がある方で、企業などでの就労を希望する方(障害福祉サービス)の訓練等給付の支給決定を受けた方

〔対象〕原則18歳以上の知的障害がある方で、企業などでの就労を希望する方(障害福祉サービス)の訓練等給付の支給決定を受けた方

〔対象〕原則18歳以上の知的障害がある方で、企業などでの就労を希望する方(障害福祉サービス)の訓練等給付の支給決定を受けた方

〔対象〕原則18歳以上の知的障害がある方で、企業などでの就労を希望する方(障害福祉サービス)の訓練等給付の支給決定を受けた方

〔対象〕原則18歳以上の知的障害がある方で、企業などでの就労を希望する方(障害福祉サービス)の訓練等給付の支給決定を受けた方

〔対象〕原則18歳以上の知的障害がある方で、企業などでの就労を希望する方(障害福祉サービス)の訓練等給付の支給決定を受けた方

〔対象〕原則18歳以上の知的障害がある方で、企業などでの就労を希望する方(障害福祉サービス)の訓練等給付の支給決定を受けた方

詳しくは同課子ども政策担当 ☎470・7740へ。

## 学童保育所の学童保育士

〔任用期間〕8月1日～4年

〔勤務時間〕月曜～土曜日(祝日を除く)、月15時間程度(変則勤務有り)。午前8時15分～午後6時の間で、4～7時間のシフト勤務

〔勤務内容〕学童保育所における児童の育成支援など

〔募集人数〕若干名

〔報酬など〕時給1070円(別途、交通費相当額と期末手当の支給は市の規定による)

申し込みは7月19日(月)までの月曜～金曜日(祝日を除く)の午前8時～午後5時(正午～午後1時を除く)に、市販履歴書(写真添付)を直接児童青少年課児童青少年係(市役所2階)へ持参を。

詳しくは同係 ☎470・7735へ。

## 学童保育所の学童保育士

〔任用期間〕8月1日～4年

〔勤務時間〕月曜～土曜日(祝日を除く)、月15時間程度(変則勤務有り)。午前8時15分～午後6時の間で、4～7時間のシフト勤務

〔勤務内容〕学童保育所における児童の育成支援など

〔募集人数〕若干名

〔報酬など〕時給1070円(別途、交通費相当額と期末手当の支給は市の規定による)

申し込みは7月19日(月)までの月曜～金曜日(祝日を除く)の午前8時～午後5時(正午～午後1時を除く)に、市販履歴書(写真添付)を直接児童青少年課児童青少年係(市役所2階)へ持参を。

詳しくは同係 ☎470・7735へ。

## 学童保育所の学童保育士

〔任用期間〕8月1日～4年

〔勤務時間〕月曜～土曜日(祝日を除く)、月15時間程度(変則勤務有り)。午前8時15分～午後6時の間で、4～7時間のシフト勤務

〔勤務内容〕学童保育所における児童の育成支援など

〔募集人数〕若干名

〔報酬など〕時給1070円(別途、交通費相当額と期末手当の支給は市の規定による)

申し込みは7月19日(月)までの月曜～金曜日(祝日を除く)の午前8時～午後5時(正午～午後1時を除く)に、市販履歴書(写真添付)を直接児童青少年課児童青少年係(市役所2階)へ持参を。

詳しくは同係 ☎470・7735へ。

## 学童保育所の学童保育士

〔任用期間〕8月1日～4年

〔勤務時間〕月曜～土曜日(祝日を除く)、月15時間程度(変則勤務有り)。午前8時15分～午後6時の間で、4～7時間のシフト勤務

〔勤務内容〕学童保育所における児童の育成支援など

〔募集人数〕若干名

〔報酬など〕時給1070円(別途、交通費相当額と期末手当の支給は市の規定による)

申し込みは7月19日(月)までの月曜～金曜日(祝日を除く)の午前8時～午後5時(正午～午後1時を除く)に、市販履歴書(写真添付)を直接児童青少年課児童青少年係(市役所2階)へ持参を。

詳しくは同係 ☎470・7735へ。

## 学童保育所の学童保育士

〔任用期間〕8月1日～4年

〔勤務時間〕月曜～土曜日(祝日を除く)、月15時間程度(変則勤務有り)。午前8時15分～午後6時の間で、4～7時間のシフト勤務

〔勤務内容〕学童保育所における児童の育成支援など

〔募集人数〕若干名

〔報酬など〕時給1070円(別途、交通費相当額と期末手当の支給は市の規定による)

申し込みは7月19日(月)までの月曜～金曜日(祝日を除く)の午前8時～午後5時(正午～午後1時を除く)に、市販履歴書(写真添付)を直接児童青少年課児童青少年係(市役所2階)へ持参を。

詳しくは同係 ☎470・7735へ。

## 学童保育所の学童保育士

〔任用期間〕8月1日～4年

〔勤務時間〕月曜～土曜日(祝日を除く)、月15時間程度(変則勤務有り)。午前8時15分～午後6時の間で、4～7時間のシフト勤務

〔勤務内容〕学童保育所における児童の育成支援など

〔募集人数〕若干名

〔報酬など〕時給1070円(別途、交通費相当額と期末手当の支給は市の規定による)

申し込みは7月19日(月)までの月曜～金曜日(祝日を除く)の午前8時～午後5時(正午～午後1時を除く)に、市販履歴書(写真添付)を直接児童青少年課児童青少年係(市役所2階)へ持参を。

詳しくは同係 ☎470・7735へ。

## 学童保育所の学童保育士

〔任用期間〕8月1日～4年

〔勤務時間〕月曜～土曜日(祝日を除く)、月15時間程度(変則勤務有り)。午前8時15分～午後6時の間で、4～7時間のシフト勤務

〔勤務内容〕学童保育所における児童の育成支援など

〔募集人数〕若干名

〔報酬など〕時給1070円(別途、交通費相当額と期末手当の支給は市の規定による)

申し込みは7月19日(月)までの月曜～金曜日(祝日を除く)の午前8時～午後5時(正午～午後1時を除く)に、市販履歴書(写真添付)を直接児童青少年課児童青少年係(市役所2階)へ持参を。

詳しくは同係 ☎470・7735へ。

## 3年度東京都子育て支援員研修(第2期)の受講生を募集します

保育や子育て支援分野に従事する上で、必要な知識や技能などを有する「子育て支援員」の養成研修です。

今回の募集は、地域保育コース、地域子育て支援コース、放課後児童コース、社会的養護コースです。

【日程】9月から順次開始  
【会場】新宿、飯田橋、立川など

※地域保育コースについては、講義科目は原則オンライン研修となります。

【対象】都内在住または在勤で、今後子育て支援員として就業する意欲のある方

申し込みは7月1日(木)～15日(木)に(必着、所定の申込書(市役所窓口またはホームページから入手可能)を郵送(簡易書留)で、地域保育コースは公益財団法人東京都福祉保健財団 ☎03・3344・8533へ、

地域子育て支援コースは、公益財団法人東京都福祉保健財団 ☎03・3344・8533へ、放課後児童コースは、公益財団法人東京都福祉保健財団 ☎03・3344・8533へ、社会的養護コースは、公益財団法人東京都福祉保健財団 ☎03・3344・8533へ。



東京都福祉保健財団ホームページ



東京都福祉保健財団ホームページ

## 令和3年度第1回総合教育会議を開催します

【日時】7月2日(金) 午前10時15分～11時15分(予定)

【場所】市役所7階703会議室

【議題】3年度の会議の進め方、学力向上の取り組み、傍聴を希望する方は、当日直接会場へ。

詳しくは教育総務課庶務係 ☎470・7775へ。

## さいわい福祉センターの利用者を募集します

機能回復訓練

〔利用期間〕初回利用から6カ月間

〔内容〕運動療法個別指導(家族も含む)・補装具(車いす、下肢装具、つえなど)の製作・修理の相談、使用練習

習▼整形外科医師相談

〔対象〕次の①～③のすべてに該当する方

①市内在住で15歳～64歳の方

②介護保険サービスの利用が困難な方

③医療行為を終え症状が安定し、在宅で訓練を継続するための指導を希望する方

【定員】若干名

【募集期間】随時募集しています

【就労移行支援事業】訓練等給付の支給期間

【活動内容】就労に向けた訓練および支援

【対象】原則18歳以上の知的障害がある方で、企業などでの就労を希望する方(障害福祉サービス)の訓練等給付の支給決定を受けた方

【募集人員】若干名

希望する方は、障害者総合支援法に基づく手続きが必要になるため、さいわい福祉センターへご相談ください。

詳しくは平日午前9時～午後5時に、同センター ☎477・2711(またはファクス ☎477・2750)へ。

## 東久留米市子ども子育て会議市民委員を募集します

「東久留米市子ども子育て会議」では、子育て支援の施設事業者や施設利用者をはじめ、学識経験者、関係行政機関の職員などと共に、市の子ども・子育て支援に関する施策に係る事項などの審議を行います。

【任期】2年

【応募資格】市内在住で満18歳未満のお子さんごがいる保護者、または子育て支援に関心がある方で、平日夜間の会議に出席できる方

【募集人数】2人

【報酬】市条例の規定により支給

申し込みは7月12日(月)午後5時までに(必着、「子ども・子育て会議市民委員公募」と明記し、住所・氏名・年齢・職業・電話番号を記入した書類は返却しません)。

詳しくは同課子ども政策担当 ☎470・7740へ。

## 児童扶養手当を振り込みます

3年5月～6月分の児童扶養手当を7月13日(火)に指定預金口座に振り込みます。利用金融機関によっては入金が遅れる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

詳しくは児童青少年課助成支援係 ☎470・7736へ。

※結果は8月20日(金)までに通知します。提出された書類は返却しません。詳しくは同課 ☎470・7735へ。